

厚生労働省独立行政法人評価委員会の業績勘案率（案）について

1 審議対象案件

	役職及び所掌	在任期間 (算定期間)	業績勘案率（案）※ (厚労省評価委員会)
勤労者退職金 共済機構	理事長	H15. 10. 1 ～ H22. 12. 31 (H16. 1. 1 ～ H22. 12. 31)	1. 0

※ 業績勘案率（案）の算定は別紙のとおり。

2 政策評価・独立行政法人評価委員会の意見案

当委員会の既往の方針等に沿って検討した結果、次案のとおりとしたい。

（案）

通知のあった業績勘案率（案）「1. 0」については、意見はない。

以上

別紙

厚生労働省独立行政法人評価委員会から通知された業績勘案率（案）の算定内容

法人名	役職	業績勘案率適用期間		算定内容			業績勘案率 (案)
				年度評価実施期間等の 基準値に在職月数に応 じて加重平均した値 (※1)	調整		
		(参考) 在任期間	在籍期間にお ける目的積立 金等の状況 (※2)		職責事項の 申出の有無 (※3)		
勤労者退職金共済機構	理事長	H15. 10. 1～H22. 12. 31	H16. 1. 1～ H22. 12. 31	1. 0	なし	なし	1. 0

※1 「独立行政法人の役員の退職金に係る業績勘案率の決定方法について」（平成16年3月30日厚生労働省独立行政法人評価委員会決定）（以下「業績勘案率の決定方法」という。）1－②において「下記2の②又は③の決定に係る時点において、未だ評価が行われていない期間に係る年度業績勘案率については、当該年度の退職時点までの実績と前年度の評価結果等を比較考量の上、その他の事由を総合的に勘案することにより、適切に算定することとする。」とされている。

※2 「業績勘案率の決定方法」1－④において「1.0を超える業績勘案率を決定する場合は、当該退職役員の在職期間における目的積立金等の状況に照らして適切であるかを考慮することとする。」とされている。

※3 「業績勘案率の決定方法」1－⑤において「退職役員の職責に係る特段の事項（以下「職責事項」という。）については、当該法人からの申請又は部会委員からの申出があった場合に限り、当該職責事項が法人の業績に与えた影響の程度及び部会委員の意見等を考慮し、上記①～④の方法により算出された数値に0.5を上限として増減できることとする。」とされている。